

乗出せしむるべきのりある。

門司市會館委員より門司商會聯合會なる中野眞吾氏轉じて大廳に於ての權に懸かり續きを圖るべく警書を興へて結果あるものあり。總當員に於ては高橋君を新當とする事案并に重なる懸賞申掛入夫の決案より其の補會に於ては總當大君共五一預會一等一の商會不請よりある。一は商會の當務を兼びて五組並兼取田氏、喜山齊藤山澤氏、津田氏、大淵、夏水氏等の八日此且の兩日にて變更（縣縣齊藤エ等）に各會に於て欲入る懸賞なきも、其の補に於ては商會不請より懸賞百圓を懸賞の請求より大手懸賞の三枚三懸商會の了懸賞懸賞を懸ける外是のり、平末商會の懸賞なる懸賞合員某懸一懸、不請申掛懸田臨白米一懸等の商會（商會二懸へは三懸懸懸懸同一白米十懸、小懸懸懸懸一懸、懸

組人 商會聯合會 懸出懸取

法人 協調會 福岡出張所

九、官憲の斡旋と調停者の調停

縣當局の斡旋により調停者中野眞吾氏（門司海運業組合長）事情に精通せる人であり且つ一面事業關係者である）は九日以來兩者の間に立ちて双方の意見を徹し且つ適當なる運賃率の協定を主張しつゝあつたが、十日朝に至り漸やく門司水上警察署に船運、船頭及び船主の三組合各代表を夫々招き解決方を懇請し、三組合各々三名宛の委員を選出し調停者立會の上公平なる賃率を協定すべきことを提案したるところ、各組合とも之を容れたので、十一日午前十時より再び門司水上署に警察當局並に調停者立會して三組合代表者三名参加の上協議會（本代表者會議は將來とも右三者間の問題に就き協議すべき常設機關となしたのである）を開催調停者の斡旋に依り午後七時過ぎに至り次の通り解決したのである。